

## 地域医療構想・医療計画策定部会の設置について

### 1 策定部会の概要

- 現在、医療計画は圏域保健医療福祉推進会議（以下、「圏域会議」）、地域医療構想は地域医療構想推進委員会（以下、「推進委員会」）が所掌しているが、次期地域医療構想においては地域医療構想が医療計画の上位概念に位置付けられる予定であること、及び、圏域会議の委員の多くは推進委員会の委員を兼任していることから、**圏域会議と推進委員会の下に「地域医療構想・医療計画策定部会」（以下、「策定部会」）を設置し、次期地域医療構想の素案や愛知県地域保健医療計画の圏域項目案について各地域の意見を聴取する。**
- ただし、その開催回数は予算の範囲内とし、進行状況に応じて設定する。
- 策定部会の委員は、推進委員会及び圏域会議の委員の属する団体の役職員等の中から**基幹的保健所長及び西尾保健所長が選出する。**
- 選出する委員は、現行医療計画策定時に圏域会議の下に設置した「**医療計画策定委員会**」の委員を基本とするが、次期地域医療構想策定ガイドラインの内容を踏まえた県内統一の方針に基づく委員構成とする必要があることから、**委員の選出については事務局一任とすることを、圏域会議及び推進委員会に諮った上で、決定する。**
- **策定部会の委員構成については、地域医療構想策定ガイドライン等が示された後、医療計画課より方針を示す予定。**

### 2 今後のスケジュール

- 2026年1～2月 各圏域会議及び推進委員会で策定部会の設置承認
- 3月 （ガイドライン発出後）医療計画課より委員構成方針を示す
- 3～4月 基幹的保健所等において策定部会委員の選出、開催準備